

用語解説

| 用語 | 解説 |
|----------------------|--|
| 地球温暖化 | 二酸化炭素などの温室効果ガスの大気中への蓄積が主原因となって地球全体の気温が上昇すること。 |
| 温室効果ガス | 大気を構成する気体であって、赤外線を吸収し再放出する気体。この濃度の増加が地球温暖化の主原因とされており、京都議定書では、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふたつ硫黄の6物質が温室効果ガスとして削減対象となっている。 |
| 生物多様性 | いろいろな生物が存在しているようす。生態系の多様性、種における多様性、遺伝子の多様性など、各々の段階でさまざまな生命が豊かに存在すること。 |
| 天然資源 | 天然に存在して、人間の生活や生産活動に利用しうる物資・エネルギーの総称。 |
| 光化学オキシダント | 夏季の日中など、工場や自動車から排出される大気中の窒素酸化物と炭化水素が太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし、生成する二次的汚染物質の総称。 |
| 低炭素社会 | エネルギー消費量が少なく地球温暖化の主因とされる温室効果ガスの排出量が少ない産業・生活システムを構築した社会。石油等の化石燃料の使用を削減することや太陽光発電などの再生可能エネルギーへの転換のほか、エネルギー使用の少ないライフスタイルへの転換などにより実現。 |
| 里地・里山 | 原生的な自然と都市との中間に位置し、集落とそれを取り巻く二次林、それらと混在する農地、ため池、草原などで構成される人の手の入った地域。 |
| 農空間 | 農地を中心に、里山、集落、農業用水路やため池などの農業施設等が一体となったところ。農産物の生産だけでなく、洪水などの災害を抑制する防災機能、ヒートアイランド現象の緩和、美しい景観の形成、教育・福祉など、様々な公益的役割を果たしている。 |
| 環境基本条例 | 豊かな環境の保全及び創造に関し、府、市町村、事業者及び府民の責務を明らかにするとともに、豊かな環境の保全及び創造に関する施策の基本となる事項を定め、これに基づく施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の府民の健康で文化的な生活の確保に資することを目的として、平成6年に制定された大阪府の条例。 |
| 将来ビジョン・大阪 | みんなで笑顔あふれる大阪づくりをすすめるため、2025年をめざす総合計画のもと、策定後の変化や大阪維新プログラム（案）を踏まえた今後の大阪の将来像をわかりやすく示したものの。 |
| ヒートアイランド現象 | 経済社会活動や人口の都市域への過度の集中により、冷暖房などによる人工排熱の増加や、水面・緑地の減少、道路舗装・建築物の増加など地表面被覆の改変が進み、都市部における熱収支が変化し、都市に熱がたまり気温が郊外に比べて高くなる現象。 |
| NPO | Non Profit Organizationの略語で、民間非営利組織を意味する。非営利すなわち営利を目的とせず公益的な市民活動を行う民間団体の総称。 |
| ポータルサイト | ユーザが、インターネットを閲覧する際に最初に訪れるページ。 |
| 環境ラベリング | 環境保全や環境負荷の低減に役立つ商品や取組みに環境ラベルを添付すること。 |
| 再生可能エネルギー | 自然の営みから半永久的に得られ、継続して利用できるエネルギー。有限でいずれ枯渇する化石燃料などと違い、自然の活動によってエネルギー源が絶えず再生、供給され、地球環境への負荷が少ない。新エネルギー（中小水力・地熱・太陽光・太陽熱・風力・雪氷熱・温度差・バイオマスなど）、大規模水力、および波力・海洋温度差熱などのエネルギーをさす。 |
| エコカー | 電気自動車、ハイブリッド自動車、燃料電池車など、窒素酸化物や粒子状物質等の大気汚染物質の排出が少ないだけでなく、燃費がよく温室効果ガス（CO ₂ ）の排出が少ない車。または走行時に排ガスが全く出ない車。 |
| 排出削減クレジット | 削減したCO ₂ 量を証明する証書。 |
| エコドライブ | おだやかなアクセル操作をしたり、自動車に不要な荷物を積まないなど、環境にやさしい運転のこと。自動車の燃料消費量を削減することで、大気汚染の原因となるNOx（窒素酸化物）やPM（粒子状物質）、地球温暖化の原因となるCO ₂ （二酸化炭素）の排出が抑制できる。 |
| バイオ燃料 | 生物由来の有機資源（化石燃料を除く）を加工して作る燃料。木くずや廃材、トウモロコシ、サトウキビ、ビートの絞りかす（バガス）などを発酵させて作るエタノール（エチルアルコール）、家畜の糞尿などを発酵させてできるメタンなど。 |
| 温暖化防止条例 | 地球温暖化及びヒートアイランド現象（以下「温暖化」という。）の防止等に関し、府、事業者、建築主及び府民の責務を明らかにするとともに、温室効果ガスの排出及び人工排熱の抑制並びに建築物の環境配慮について必要な事項を定めることにより、良好な都市環境の形成を図り、もって現在及び将来の府民の健康で豊かな生活の確保に資することを目的とし、平成17年に制定されたもの。 |
| 排出量取引制度 | 各国家や各企業ごとに温室効果ガスの排出枠を定め、排出枠が余った国や企業と、排出枠を超えて排出してしまった国や企業との間で取引する制度。 |
| キャップ&トレード | 温室効果ガスの総排出量（総排出枠）を定め、それを個々の主体に排出枠として配分し、個々の主体間の排出枠の一部の移転（または獲得）を認める制度。 |
| 大阪版カーボンオフセット制度 | 中小企業の省エネ努力で生まれたCO ₂ 削減量、いわゆるクレジット（削減したCO ₂ 量を証明する証書）を大企業との間で売買することを仲介する大阪府独自の仕組み。 |
| 府GND（グリーンニューディール）基金 | 環境省の経済危機対策関連予算を活用し、創設された基金でH21からH23の3年間で地球温暖化対策及び廃棄物処理を推進するもの。 |
| 地球温暖化対策税 | 二酸化炭素の排出の量等に応じ税を賦課する制度。 |
| フロン | 正式名称をフルオロカーボン（炭素とフッ素の化合物）と言う。そのうち、CFC（クロロフルオロカーボン）とHCFC（ハイドロクロロフルオロカーボン）はオゾン層破壊物質である。これらの物質は、化学的に安定で、無毒性・不燃性であることから、洗剤、冷媒、発泡剤等に広く使用されていたが、CFCは1995年末で生産が全廃され、HCFCは2004年以降生産量を削減し、2020年までには全廃されることとなっている。HFC（ハイドロフルオロカーボン）はオゾン層を破壊しないため、一般的に代替フロンと呼ばれて使用されているが、PFC（パーフルオロカーボン）とともに、地球温暖化の原因物質であり、京都議定書での削減対象ガスに指定されている。 |
| HEMS（ホームエネルギー管理システム） | 家庭における各種電機器等の最適な稼働状況やエネルギーの使用効率などのリアルタイムな管理や、使用料金表示等をIT技術の活用により、人に代わって行い、家庭の省エネルギー行動を支援するシステムのこと。 |
| うちエコ診断 | 各家庭に適した、効果的なCO ₂ 削減プランを提案する取組み。 |
| EV | 電気自動車のこと。 |
| エコ燃料実用化地域システム実証事業 | 「エコ燃料実用化地域システム実証事業」は、バイオエタノール3%混合ガソリン（E3）を大都市圏において実用化に近い規模で製造、流通及び販売することにより、自立的なエコ燃料の生産・利用システムの成立を実証することを目的とするもの。 |
| モビリティマネジメント | 渋滞や環境、あるいは個人の健康等の問題に配慮して、過度に自動車に頼る状態から公共交通や自転車などを使う方向へと自発的に転換することを促す、一般の人々や様々な組織・地域を対象としたコミュニケーションを中心とした持続的な一連の取り組みのこと。 |

| | |
|----------------------|---|
| コミュニティサイクル | 街中にいくつもの自転車貸出拠点（ポート）を設置し、利用者がどこでも貸出・返却できる新しい交通手段。 |
| カーシェアリング | 登録した複数の会員が自動車を共同利用するシステム、有料サービスのこと。 |
| 間伐 | 樹木の成長がほぼそろっている林で、最終の伐採収穫の前に、育林と収入を目的とし、一部の立木（りゅうぼく）を抜き切りすること。 |
| アドプトフォレスト | 府が事業者等と森林所有者の仲人となって、森づくりへの参画を進めるための制度。 |
| 燃料電池 | 水素と酸素を反応（水の電気分解の逆の反応）させて電気エネルギーを取り出す装置であり、水以外のものを排出せず、クリーンなシステムである。 |
| 木質バイオマス | 「バイオマス」とは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉であり、「再生可能な、生物由来の有機性資源（化石燃料は除く）」のことを呼びます。そのなかで、木材からなるバイオマスのことを「木質バイオマス」と呼ぶ。 |
| みどりの風促進区域 | 主軸や拠点となるみどりの連続性や厚みと広がり確保するため、行政区域を越えた広域的な視点で目標像を見極め、主要道路や主要河川、大規模公園などの都市施設等を軸とした一定のまとまりのある区域を特に重点的に施策推進するため指定する区域。 |
| 下水道高度処理水 | 河川や海域に設定されている生活環境保全のために維持することが望ましい水質の基準である「水質環境基準」を達成するため、有機物（BOD, COD）や浮遊物（SS）に加えて、赤潮の原因となる栄養塩類である窒素やリンの除去を目的として、以前から採用されてきた下水処理よりも良質な処理水を得る方式。 |
| 3R（リユース・リデュース・リサイクル） | 「ごみを減らす」という意味のReduce（リデュース）、「繰り返し使う」という意味のReuse（リユース）、「資源として再利用する」という意味のRecycle（リサイクル）という英単語の頭文字の3つを取って3Rという。 |
| リサイクル管理票制度 | 排出事業者が排出物の運搬・リサイクル処理を委託する際に、管理票に排出物の種類、数量、委託先などの必要事項を記入してリサイクル受託者、運搬受託者及び受入事業場に交付し、リサイクル処理終了後に各受託者から管理票の写しを受け取ることで、排出物のリサイクル処理状況の管理・確認を可能とする仕組みのこと |
| 電子マニフェスト | 産業廃棄物の適正な処理を推進するため排出事業者が再働業廃棄物の処理を委託する際に処理業者に交付する管理票のことで、これまでの紙製の管理票に代えて、ネットワーク上で、管理票の情報を電子データによってやりとりする制度。 |
| 建設発生土情報交換システム | 建設残土が発生する、また埋土等土砂を利用する建設工事を対象に、建設発生土の工事間利用に関する情報を工事発注者に提供するシステム。 |
| エコショップ | 安全で安心して使用いただける環境にやさしいリサイクル製品として、大阪府が認定した商品（なになエコ良品）のネットショップ。 |
| なになエコ良品 | 安全で安心して使用いただける環境にやさしいリサイクル製品として、大阪府が認定した商品。 |
| 大阪府グリーン調達方針 | 「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（通称「グリーン購入法」）第13条の規程に基づき、大阪府が環境物品等及び認定リサイクル製品その他の再生品の調達の推進を図るための方針。 |
| バイオコークス | 二酸化炭素の排出量が実質ゼロで、石炭と代替できる植物性の固形燃料のこと。 |
| 家電リサイクル大阪方式 | 家電メーカーではなく、リサイクル事業者にリサイクルを委託する方式で、消費者の負担軽減を図り、家電リサイクル法以外のルートで適正に処理するための受け皿となっているもの。 |
| 再生事業者登録制度 | 廃棄物の再生を事業として営んでいる事業者で、再生に必要な施設や設備などを有し環境省令で定める基準に適合しているときは、再生事業者として知事の登録を受けることができるもの。 |
| 廃棄物の多量排出事業者制度 | 廃棄物処理法第12条第7項及び第12条の2第8項の規定に基づき、大阪府内5行政（大阪府、大阪市、堺市、高槻市、東大阪市）の各行政庁の所管区域内の作業所（現場）からの産業廃棄物の前年度合計発生量が1,000トン以上、又は、特別管理産業廃棄物の発生量が50トン以上の事業場を設置するものを多量排出事業者として、処理計画を作成し大阪府内5行政の該当行政庁に提出せざる、翌年度に実績を報告させる制度。 |
| PCB | PCBはPoly Chlorinated Biphenyl（ポリ塩化ビフェニル）の略称で、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称であり、PCBは、不燃性で絶縁性が高く化学的に非常に安定であるなど有用な物質として絶縁油、熱媒体、ノーカーボン紙、インク等の用途があった。しかし、カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され大きな社会問題となったため、昭和47年に製造中止となっている。その分子に保有する塩素の数やその位置の違いにより理論的に209種類の異性体が存在し、なかでも、コプラナーPCB（コプラナーとは、共平面状構造の意味）と呼ばれるものは毒性が極めて強くダイオキシン類として総称されるものの一つとされる。 |
| アスベスト | アスベスト（石綿）は、天然の繊維で、熱、摩擦、酸やアルカリにも強く、丈夫で変化しにくいという特性をもち、経済性にも優れ、建築材料、産業機械、化学設備などに幅広く利用されている。主な用途としては、紡織品、摩擦材、石綿板紙、石綿スレート、電気絶縁材、石綿セメント製品、断熱・防音材（吹付けアスベスト等）等に使用されてきたが、アスベストは、一旦環境中に飛散するとほとんど分解・変質しないため蓄積性が高く、多量の吸入により、肺がん、悪性中皮腫等の病気の原因になるとされ、現在では、原則として製造等が禁止されている。 |
| 感染性廃棄物 | 医療機関、研究機関などから排出される、感染性の病原体の付いた、また付いているおそれのある、ごみ、産業廃棄物の一種。使用済みの注射針や血液などの付いたガーゼなど。収集運搬、処分の方法について基準が定められている。 |
| ダイオキシン類 | ポリ塩化ジベンゾパラジオキシン（PCDD）、ポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）及びコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）の総称。 |
| モニタリング | 監視すること。観察し、記録すること。 |
| エコロジカルネットワーク | 生態系の拠点の適切な配置やつながりのこと。 |
| 保安林 | 保安林とは、水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公共目的を達成するため、農林水産大臣又は都道府県知事によって指定される森林。 |
| 鳥獣保護区 | 鳥獣保護法に基づき、野生鳥獣の保護繁殖を図るために指定される区域で狩猟行為が禁止されている。 |
| 自然海岸保全地区 | 貴重な自然海岸を保全し、その適正な利用の促進を図るため、瀬戸内海環境保全特別措置法に基づき指定される地区。地区内においては、工作物の新築等の行為を届出制とするなどにより保全等を図っている。府では、岬町の小島地区及び長松地区の2地区を指定している。 |
| レッドデータブック | 絶滅の危機に瀕（ひん）している野生生物の現状を記録した資料集。 |
| 府民の森 | 府民の森とは、大阪の東の端に位置する金剛生駒紀泉国定公園の主要な地点に大阪府が整備したもの。府民の森は9つの園地があり全体面積は556ha、甲子園球場の約138倍の広さがある。 |
| ワンド | 流れを緩めるため岸から川に向かって垂直に設置された水制とよばれる河川構造物に囲まれたところに土砂がたまり、川の本流と繋がっているが池のようになっている地形のこと |
| 府立自然公園 | 都道府県立自然公園は、優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資することを目的とした自然公園法に基づき、都道府県知事が指定することができることとされており、大阪府では平成13年に大阪府立自然公園条例が施行され、能勢町、豊能町、茨木市、高槻市及び島本町にまたがる北摂10地区を「大阪府立北摂自然公園」として指定している。 |

| | |
|----------------|--|
| 藻場 | 藻場とは大型水生植物が群落状に生育する場所の総称をいう。 |
| マーブルビーチ | 府営りんくう公園の大理石の玉石を敷き詰めた海岸。 |
| 大阪湾窪地 | 昭和30年代後半からの大阪湾岸開発の埋立土砂を海底から掘削した際にできたもの。窪地内はヘドロが堆積し、夏場を中心に「貧酸素水塊」が発生し、青潮の原因の一つと言われる。 |
| 多自然川づくり | 河川全体の自然の営みを視野に入れ、地域の暮らしや歴史・文化との調和にも配慮し、河川が本来有している生物の生息・生育・繁殖環境及び多様な河川景観を保全・創出するために、河川管理を行うこと。 |
| 針広混交林 | 針葉樹と広葉樹が混じり合った森林。 |
| 共生の森 | 大阪湾ベイエリアに広がる廃棄物処分跡地「堺第7-3区」の一部（約100ha）において、府民、NPO、企業など多様な主体との協働により、自然の力を活かしながら長い時間をかけて、森林・ビオトープ空間などの自然環境を創出再生する取組み。 |
| シカ、イノシシ保護管理計画 | シカ、イノシシの地域における個体群の長期にわたる安定的な保護繁殖を図り、人と野生鳥獣の共存に資することを目的として策定する計画。 |
| アライグマ防除実施計画 | アライグマによる種々の被害を防止し、生物多様性を保全することを目的として策定する計画。 |
| 泉佐野丘陵緑地整備 | 環境に配慮し、地域の活性化に寄与する公園として、参画した府民や企業と一緒に整備を進めている泉佐野市の府営公園。 |
| アドトリバー | 市民団体や企業などによる河川の自発的な清掃・緑化活動について、継続的な実施を支援するためのプログラム。 |
| 二酸化窒素 | 空気中や燃料中の窒素分の燃焼などにより発生した一酸化窒素が、大気中の酸素と反応して生成されるもの。高濃度で呼吸器に悪影響を与えるほか、酸性雨や光化学スモッグの原因となっている。 |
| 環境保全目標 | 府民の健康を保護し、生活環境を保全するための望ましい水準。 |
| 粒子状物質（PM） | 一般的にはマイクロメートル単位の固体や液体の粒のこと。主に燃焼によるばいじん、黄砂のような土壌の飛散、海塩などから生じる。 |
| 流入車規制 | 二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準のより早期かつ確実な達成を図るため、条例により排出基準を満たさないトラック・バス等の府域の対策地域内への発着を禁止するもの。 |
| 揮発性有機化合物（VOC） | 揮発性有機化合物（Volatile Organic Compounds）の略称。揮発性があり大気中で気体状となる有機化合物の総称。塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤などに使用され、トルエン、キシレン、酢酸エチルなど多種多様な物質が含まれ、浮遊粒子状物質や光化学オキシダントの原因物質となる。 |
| BOD（生物学的酸素要求量） | 河川等の水の汚れの度合を示す指標で、水中の有機汚濁物質が微生物によって分解されるときに必要なとされる酸素量から求める。単位は一般的にmg/Lで表し、この数値が大きければ水中の有機汚濁物質の量が多いことを示す。 |
| DO（溶存酸素） | 水中に溶けている酸素を示す。溶存酸素量は、汚染度の高い水中では、消費される酸素の量が多いため少なくなる。また、水温が高いほど、気圧が低いほど、また、塩分濃度が高いほど濃度は低くなる。 |
| COD（化学的酸素要求量） | 海域等の水の汚れの度合を示す指標で、水中の有機物などの汚濁源となる物質を、過マンガン酸カリウム等の酸化剤で酸化するとき消費される酸素量で表したものを。単位は一般的にmg/Lを用い、この数値が大きければ水中の汚濁物質の量が多いことを示す。 |
| 栄養塩 | 植物プランクトンや海藻の栄養となる海水中に溶けた、けい酸塩・りん酸塩・しょう酸塩・亜しょう酸塩等を総称して栄養塩または栄養塩類という。 |
| 第7次総量削減計画 | 「水質汚濁防止法」に基づき、東京湾、伊勢湾、瀬戸内海の閉鎖性水域に流入する汚濁物質（化学的酸素要求量）総量を削減するため、関係自治体が国の定める総量削減基本方針に沿って、それぞれの削減目標量と達成するための施策等を掲げた計画。 |
| 総量規制 | 一定の地域内の汚染（濁）物質の排出総量を環境保全上許容できる限度にとどめるため、工場等に対し汚染（濁）物質許容排出量を割り当て、この量をもって規制する方法をいう。大気汚染では、排出ガス量に汚濁物質の濃度を乗じたもの。水質汚濁では、排水量に汚濁物質の濃度を乗じたもの。大気汚染は、硫黄酸化物と窒素酸化物について、水質汚濁ではCODについて、特定地域と特定水域を対象に実施されている。 |
| P R T R 法 | 「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」（化学物質把握管理促進法：化管法）の略称。有害性のある様々な化学物質の環境への排出量を把握することなどにより、化学物質を取り扱う事業者の自主的な化学物質の管理の改善を促進し、化学物質による環境の保全上の支障が生ずることを未然に防止することを目的として制定されたもの。 |
| 第1種指定化学物質 | PRTR制度の対象となる化学物質。具体的には、人や生態系への有害性（オゾン層破壊性を含む）があり、環境中に広く存在する（暴露可能性が高い）と認められる物質として、計462物質が指定されている。 |
| NOx・PM法 | 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法。 |
| 自動車管理計画書 | 自動車から排出される窒素酸化物（NOx）及び粒子状物質（PM）を抑制するため、大阪府内の対象となる地域に使用の本拠の位置を有する自動車を30台以上使用している事業者に提出が義務づけられているもの。 |
| グリーン配送 | 物品の輸配送に環境への負荷の少ない車（低公害車、ガソリン自動車、LPG（液化石油ガス）自動車など）を使用すること。 |
| 合併処理浄化槽 | 水洗トイレからの汚水（し尿）や台所・風呂などからの排水（生活雑排水）を微生物の働きなどを利用して浄化し、きれいな水にして放流するための施設。 |
| 農業集落排水 | 小規模で散在する農業集落に配慮した汚水処理システムを整備し、トイレの水洗化による快適な生活環境を提供するとともに、農業用水などの水質改善を図ろうとするもの。 |
| 海底耕耘 | 海底に酸素を供給して有機物の分解を促進し、窒素・リンなどの栄養塩を除去し、底質の改善を図ることを目的とし海底泥を攪拌すること。 |
| 大阪府化学物質管理制度 | 国のP R T R制度（化学物質排出・移動量届出制度）による従来の届出に加えて、改正条例による化学物質管理制度に基づく届出をするなど化学物質の自主管理に向けた積極的な取組み。条例による対象事業者は届出が必要。 |
| レスポンシブルケア | 化学工業界では、化学物質を扱うそれぞれの企業が化学物質の開発から製造、物流、使用、最終消費を経て廃棄に至る全ての過程において、自主的に「環境・安全・健康」を確保し、活動の成果を公表し社会との対話・コミュニケーションを行う活動。 |
| ESCO事業 | 省エネルギー改修にかかる費用を光熱水費の削減分で賄う事業。ESCO事業者は、省エネルギー診断・設計・施工・運転・維持管理、資金調達などにかかるすべてのサービスを提供。また、省エネルギー効果の保証を含む契約形態（パフォーマンス契約）をとることで、顧客の利益の最大化を図ることができるという特徴を持つ。 |
| 環境影響評価 | 事業の実施に伴う環境への影響について、あらかじめ調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正な配慮を行うこと。 |